

要緊急安全確認大規模建築物の要件（危険物の数量と敷地境界線からの距離）

危険物の種類	危険物の数量	敷地境界線からの距離
一 火薬類		火薬類取締法施行規則で規定する火薬類の種類及び停滞量に応じた第1種保安物件までの距離
イ 火薬	10 t	
ロ 爆薬	5 t	
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個	
ニ 銃用雷管	500万個	
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個	
ヘ 導爆線又は導火線	500 km	
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t	
チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	火薬 10 t 爆薬 5 t	
二 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	50m
三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類	30 t	50m
四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20m ³	50m
五 マッチ	300マッチトン	50m
六 可燃性のガス(第七号及び第八号に掲げるものを除く。)	2万m ³	13(1/3)m ≒ 13.33m
七 圧縮ガス	20万m ³	施設の内容により異なります
八 液化ガス	2,000 t	施設の内容により異なります
九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。)	20 t	/
十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	200 t	

※ 第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量です。

※ 敷地境界線からの距離の詳細は、国土交通省告示第1066号（平成25年10月29日）をご覧ください。